

議案第64号

農作物共済の無事戻し金の交付について

平成22年度において下記のとおり農作物共済の無事戻限度額を定め、無事戻しを実施することについて、加西市農業共済条例第36条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年9月1日提出

加西市長 中川暢三

記

平成22年度において実施する農作物共済の無事戻しは、次のとおりとする。

1 水稲共済

- (1) 交付対象者 平成19年度から平成21年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 3,524名
- (3) 無事戻限度額 4,054,865円

2 麦共済

- (1) 交付対象者 平成19年度から平成21年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 11名
- (3) 無事戻限度額 413,032円

(審議資料)

農作物共済加入者が、共済目的の種類ごとに、平成19年度から平成21年度の過去3年間において、農作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の2分の1の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去3年間の加入者共済掛金の2分の1から、過去3年間の支払い共済金と過去2年間の無事戻し金の合計を差し引いた金額を限度として、平成22年度に無事戻し金として交付することについて、加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）第36条の規定により、議会の議決を求めるもの。